

# 指定管理者総合評価シート

## 1 施設の概要

施設名	豊岡市立市民体育館	所在地	豊岡市立野町1番3号
設置目的	市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。	設置年月日	
		1962年7月1日	
選考方法	公募	豊岡市公共施設再編計画における施設の方向性 第1期計画期間（2016年度～2025年度）	検討

## 2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	豊岡スポーツ協会	指定期間	2017年4月1日から2024年3月31日		
指定管理業務の内容	(1) 体育施設設管条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務 (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務 (3) 利用料金の徴収等に関する業務 (4) 施設運営に係る専門的な企画、提案及び助言 (5) 大会及び合宿等の誘致に関する業務 (6) その他市が定める業務	指定管理料（千円）	2017年度	2,780	千円
			2018年度	2,780	千円
			2019年度	2,806	千円
			2020年度	2,831	千円
			2021年度	2,831	千円
			2022年度	3,152	千円
			2023年度	3,182	千円

## 3 総合評価

### (1) 指定管理者制度導入効果の検証

	当初の見込みを上回る効果が達成できた。
○	当初見込んでいた効果が概ね達成できた。
	当初見込んでいた効果は達成できなかった。

(上記の判断理由や具体的内容)

(ア) オンライン（ホームページであるため、若干時差あり）による施設予約状況確認を可能にし利用者の利便性向上を図っている。利用される団体には空き状況を連絡し利用を促すなど、施設収入アップのための取り組みも行っている。  
(イ) 施設管理に係る人員配置についても、効率的なシフト組などにより、経費節減に努めている。※総合体育館との一体管理としている。

ア

### (2) 指定管理者制度運用における課題・問題点

(ア) 市民体育館については個別施設計画において、改修等は行わず、安全性に問題が生じた段階で停止するとし、方向性としては「建物廃止、解体、跡地活用」としている。これを念頭に、総合体育館の機能強化（現在改修工事実施中）を行うことで、市民体育館の機能を移転することとし、施設廃止に向けた事務を進めて行くこととしている。  
(イ) 総合体育館改修後も利用動向を見極めるため、一定期間（6～9カ月を想定）市民体育館も存続させる方向で検討中である。

### (3) 指定管理者制度継続の検討

	指定管理者制度を継続する。
○	指定管理者制度による運用の見直しを検討する。若しくは検討中である。

(上記の判断理由や具体的内容)

(ア) 3(2)に記載のとおり、個別施設計画に示す方針に基づき、利用者との協議等を行ったうえで、近い将来において施設の廃止を行う予定である。  
(イ) 市民体育館についてはこの前提で関係協議を進め、施設存続期間中は現指定期間を延長することが好ましいと考える。

### (4) 指定管理者制度評価委員会の意見

市民体育館の機能を総合体育館に移転することで、市民体育館は廃止する。ただし、総合体育館改修後も、利用動向を見極めるため、市民体育館は指定期間を最大1年延長する。

1～3(3)を所管課が記入する。